

## I. 学位論文の提出要件

### 1. 修士課程・博士課程前期課程

- ・研究経過発表会（原則として2年次前期開催）で発表を行い、その認定を受けること。

（早期修了者）

- ・早期修了委員会における資格審査に合格すること。

### 2. 博士課程・博士課程後期課程

- ・研究経過発表会（1・2年次）で発表を行い、その認定を受けること。
- ・研究成果発表会（3年次）で発表を行い、その認定を受けること。なお、本発表会における発表者は、本研究科博士課程後期課程に2年以上在学し、かつ、修了所要単位10単位のうち4単位以上を修得している者（修得見込みの者を含む）でなければならない。
- ・学位論文予備審査に合格すること
- ・提出する学位論文は、内容の主要部分が査読付きの学術雑誌に公表済み又は公表される予定であること。

（早期修了者）

- ・早期修了審査委員会における資格審査に合格すること。
- ・学位論文予備審査に合格すること。
- ・提出する学位論文は、内容の主要部分が査読付きの学術雑誌に公表済み又は公表される予定であること。

## II. 学位論文審査委員の構成及び選定方法

### 1. 修士課程・博士課程前期課程

- ・審査委員会は、教授及び准教授のうちから2人以上を含む研究科の教員をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。
- ・審査のため必要があると認めるときは、修士論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の者を審査委員に加えることができる。

### 2. 博士課程・博士課程後期課程

#### ○課程博士

- ・審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教員3人以上をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。
- ・連携講座においては副指導教員を加えなければならない。
- ・審査のため必要があると認めるときは、博士論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当の者を審査委員に加えることができる。
- ・審査委員の選定は、博士論文提出者の所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について、研究科教授会が行う。

#### ○論文博士

- ・審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教員3人以上をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。
- ・審査のため必要があると認めるときは、博士論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。
- ・審査委員の選定は、内見受理教授が所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について、研究科教授会が行う。

### Ⅲ. 学位論文の審査方法及び体制

#### 1. 修士課程・博士課程前期課程

- ・審査委員会は、提出された学位論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。
- ・修士論文発表会における修士論文提出者との質疑応答をもって、最終試験とする。

#### 2. 博士課程・博士課程後期課程

##### ○課程博士

- ・審査委員会は、提出された学位論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。
- ・最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する専門科目について、審査委員会により筆答又は口頭で行う。

##### ○論文博士

- ・審査委員会は、提出された学位論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。
- ・審査委員会は、研究科の課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認するための試問（学術領域の専門科目及び外国語）を筆答又は口頭により行う。
- ・最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する専門科目について、審査委員会により筆答又は口頭で行う。